

# 香川県営林整備事業設計積算基準

香川県環境森林部みどり整備課

令和4年10月1日

# 第1 設計書の作成

## 1 設計書の作成

香川県が発注する県営林整備事業の設計書の次の事項については、森林整備保全事業設計積算要領（平成12年3月31日付け林野庁長官通知12林野計第138号）に準じて作成する。

- (1) 設計書の構成
- (2) 積算書の内容
- (3) 事業費の積算基準
- (4) 積算書の構成及び様式
- (5) 設計図の作成等
- (6) 設計数量及び単位等

## 2 機械経費の積算

機械経費の積算については、森林整備保全事業建設機械経費積算要領（平成11年4月1日付け林野庁長官通知11林野計第134号）を準用する。

# 第2 歩掛

## 1 標準歩掛の適用

香川県が発注する県営林整備事業の実施に直接必要な労務費等は、造林、保育及び間伐事業標準工程表（平成23年2年3月18日付け22林整計第350号林野庁森林整備部計画課長通知）に基づき各施業の特性を踏まえた算出方法により積算する。この標準工程表により難しい場合、又はこの標準工程表に掲載されていない作業については、2 独自歩掛を適用するほか、森林整備保全事業標準歩掛（平成11年4月1日付け林野庁長官通知11林野計第133号）及び治山事業保安林整備等歩掛（平成21年4月1日付け香川県環境森林部みどり整備課）を準用する。

## 2 独自歩掛の適用

- (1) 造材（林業機械：プロセッサ）

運転経費 (10m<sup>3</sup>当たり)

名称	単位	数量		摘要
		0.28m <sup>3</sup> 級	0.45m <sup>3</sup> 級	
運転手(特殊)	人	0.43	0.30	
機械損料	h	2.7	1.9	
燃料費	ℓ	17.0	17.5	軽油

機械損料 (運転1時間当たり)

名称	単位	0.28m <sup>3</sup> 級	0.45m <sup>3</sup> 級	摘要
プロセッサ	円/h	3,120	4,880	

- (2) 集材

名称	単位	数量	摘要
諸雑費（車輛系）	%	77	集材に必要な機械器具の損料および燃料の費用であり、労務費の合計額に左記の率を乗じた金額を上限として計上する。
諸雑費（架線系）	%	80	

(3) 積込 (グラブ0.28m<sup>3</sup>級)

トラック積込

(1m<sup>3</sup>当たり)

名称	単位	数量	摘要
グラブ運転	h	0.15	1時間当たり積込量6.75m <sup>3</sup>

運転経費

(1時間当たり)

名称	単位	数量	摘要
運転手(特殊)	人	0.16	
機械損料	h	1.0	
燃料費	ℓ	7.18	軽油

機械損料

(運転1時間当たり)

名称	単位	0.28m <sup>3</sup> 級	摘要
グラブ	円/h	2,550	

(4) 小規模土工 (バックホウ掘削 クローラ型山積0.13m<sup>3</sup>級 (平積0.1m<sup>3</sup>) 排ガス第2次基準)

バックホウ掘削

(10m<sup>3</sup>当たり)

名称	単位	数量	摘要
バックホウ運転	日	0.67	10/D、D=15m <sup>3</sup> /日

運転経費

(1日当たり)

名称	単位	数量	摘要
運転手(特殊)	人	1.0	
機械損料	日	1.0	
燃料費	ℓ	22.0	軽油

(造林、保育及び間伐事業標準工程表)

第2 標準工程

1 (参考工程表) 地拵え

(1) 適用範囲

本標準工程は、植栽予定地において、草刈機等を用いて実施する全刈りの地拵え作業に適用する。

(2) 標準工程表

① 地拵え(草刈機)

(ha 当たり)

名称	単位	数量	摘要
特殊作業員	人	6.7	
普通作業員	〃	6.7	
諸雑費	%	2	

備考1 本表は、草地及びササ地において草刈機で地拵えをする工程に適用する。なお、片付けを含む。

2 諸雑費は、草刈機の損料、燃料(ガソリン、エンジンオイル(2サイクルエンジンの混合油用))、替刃、目立用ヤスリ等の経費等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じて得た金額を上限として計上する。

3 作業地の条件等から本標準工程を適用できない場合は、工程調査の実績を参照する等により別途考慮することができる。

② 地拵え(草刈機・チェーンソー併用)

(ha 当たり)

名称	単位	数量	摘要
特殊作業員	人	11.7	
普通作業員	〃	11.7	
諸雑費	%	4	

備考1 本表は、灌木地において草刈機及びチェーンソーを併用して地拵えをする工程に適用する。なお、片付けを含む。

2 諸雑費は、草刈機の損料、燃料(ガソリン、エンジンオイル(2サイクルエンジンの混合油用))、替刃、目立用ヤスリ等の経費及びチェーンソーの損料及び燃料費等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じて得た金額を上限として計上する。

3 作業地の条件等から本標準工程を適用できない場合は、工程調査の実績を参照する等により別途考慮することができる。

(3) 現地条件による補正

地拵えの標準工程に対する補正は、作業地内の占有植生に応じ次表により行う。

① 地拵え（草刈機）

区分	草丈	密度	補正率 (%)
草地	0.5m以下	—	-12
	0.5m超	—	-5
ササ地	1 m以下	疎	-17
		密	+12
	1 m超	疎	+14
		密	+20

② 地拵え（草刈機・チェーンソー併用）

区分	草丈等	密度	補正率 (%)
草地	0.5m以下	—	-29
	0.5mを超え1.5m以下	—	-17
	1.5m超	—	-3
灌木地	低木	疎	-23
		密	+19
	中高木		+58
ササ地	1 m以下	疎	-51
		密	-2
	1 m超	疎	+11
		密	+25

備考 草地、ササ地は、チェーンソーを用いて残材整理等を行う場合に適用する。

## 2 (参考工程表) 植穴掘付、植付

### (1) 適用範囲

本標準工程は、地拵えされた植栽対象地において、苗木を植え付ける作業に適用する。

### (2) 標準工程表

(100本当たり)

名 称	単 位	数 量		摘 要
		普通苗	コンテナ苗	
普通作業員	人	0.41	0.36	

備考1 本表は、植穴を掘り苗木を植え付ける工程に適用する。また、普通苗は、普通の山行き苗を指す。

2 作業地の条件等から本標準工程を適用できない場合は、工程調査の実績を参照する等により別途考慮することができる。

3 苗木の運搬は、別途考慮する。

### 3 (参考工程表) 一貫作業システム

(1) 適用範囲

車両系林業機械を用いた伐出作業と同時に行う地拵え作業等に適用する。

(2) 標準工程表

① 機械地拵え

(1 ha 当たり)

名 称	単 位	数 量	適 要
グラップル運転(0.45 m <sup>3</sup> )	h	18.6	

備考1 本表は、車両系林業機械による全木集材(皆伐)の直後に作業道周辺の地拵えを行う場合に適用する。

2 グラップル運転の経費は、運転手(特殊)の person 費、機械損料、燃料費等を積上げにより計上する。

② コンテナ苗植栽

コンテナ苗植栽の歩掛に準じる。

#### 4 下刈り（全刈り）

(1) 適用範囲

本標準工程は、人工林において草刈機と鎌の併用により実施する全刈り（1回刈り及び2回刈り）の下刈り作業に適用する。

(2) 標準工程表

(ha 当たり)

名 称	単 位	数 量	摘 要
特殊作業員	人	6.8	
普通作業員	〃	0.8	
諸 雑 費	%	2	

備考1 草刈機による振動業務の作業時間は、1人1日当たり2時間以内（振動業務の一連作業時間ごとに設ける休止時間を除く）として計上している。

2 諸雑費は、草刈機の損料、燃料（ガソリン、エンジンオイル（2サイクルエンジンの混合油用）、替刃、目立用ヤスリ並びに下刈鎌の損料及び砥石の経費であり、労務費の合計額に上表の率を乗じて得た金額を上限として計上する。

3 作業地の条件等から本標準工程を適用できない場合は、工程調査の実績を参照する等により別途考慮することができる。

(3) 現地条件による補正

下刈標準工程（全刈り（1回刈り））に対する補正は、作業地内の占有植生、植生被覆率、傾斜の状況に応じ次表により行う。

補正率は、次の手順により決定する。

- ① 作業地内で占有率の最も高い占有植生を判定する。
- ② 作業地内の植生被覆率を判定し、①で判定した占有植生欄から該当する植生被覆率を選定する。
- ③ 作業地内の傾斜を判定し、②で選定した欄と該当する傾斜の交点の係数を補正率として決定する。

(補正率：%)

占有植生	植生被覆率	傾斜		
		20度未満	20度以上 30度未満	30度以上
カヤ、笹類、 竹類	50%未満	-10	±0	+10
	50%以上 80%未満	±0	+10	+20
	80%以上	+10	+20	+30
灌木類	50%未満	-25	-15	-5
	50%以上 80%未満	-15	-5	+5
	80%以上	-5	+5	+15
ツル、 バラ類	40%未満	-10	±0	+10
	40%以上 70%未満	±0	+10	+20
	70%以上	+10	+20	+30

備考1 占有植生は、作業地内において最も占有率の高い植生とする。

2 植生被覆率は、植生が地表面を被覆している割合で、下刈の対象とする草本類と占有植生（占有植生の区分は問わない）の地表面に対する水平投影面積を百分率で表したものとする。

3 傾斜は、作業地内の平均傾斜とする。

4 作業地の条件等から本補正率が適用できない場合は、工程調査の実績を参照する等により別途の補正方法を考慮することができる。

(4) 回数による補正

本標準工程は、年1回下刈（全刈り）を行う場合を標準としたものであり、年2回下刈（全刈り）を実施する場合は、次表により補正を行う。

区分	補正係数 (%)	
年1回全刈りを行う場合	100	
年2回全刈りを実施する場合	1回目	100
	2回目	86

## 5 枝打ち

### (1) 適用範囲

本標準工程は、人工林において、鎌、ノコギリ又はチェーンソーを用いて実施する枝打ち作業に適用する。

### (2) 標準工程表

#### ① 枝打ち（人力）

(100本当たり)

名 称	単位	数量			摘 要
		1～2m	2～3m	3～4m	
特殊作業員	人	0.21	0.25	0.28	
普通作業員	〃	0.21	0.25	0.28	

備考1 本表は、鎌、ノコギリを用いて実施する枝打ちの工程に適用する。なお、表示された値は、枝打高の範囲に対する工程であるので、該当する範囲の工程を合算して用いるものとする。

2 作業地の条件等から本標準工程を適用できない場合は、工程調査の実績を参照する等により別途考慮することができる。

#### ② 枝打ち（チェーンソー）

(100本当たり)

名 称	単位	数量			摘 要
		1～2m	2～3m	3～4m	
特殊作業員	人	0.18	0.22	0.26	
普通作業員	〃	0.18	0.22	0.26	
諸 雑 費	%	6			

備考1 本表は、チェーンソーを用いて実施する枝打ちの工程に適用する。なお、表示された値は、枝打高の範囲に対する工程であるので、該当する範囲の工程を合算して用いるものとする。

2 諸雑費は、チェーンソーの損料及び燃料費等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

3 作業地の条件等から本標準工程を適用できない場合は、工程調査の実績を参照する等により別途考慮することができる。

## 6 除伐

### (1) 適用範囲

本標準工程は、スギ、ヒノキ及びカラマツの人工林において、草刈機、その他の人力作業により実施する除伐作業に適用する。

### (2) 標準工程表

(ha 当たり)

名 称	単 位	数 量	摘 要
特殊作業員	人	3.5	
普通作業員	〃	3.5	
諸 雑 費	%	2	

備考 諸雑費は、草刈機の損料、燃料（ガソリン、エンジンオイル（2サイクルエンジンの混合油用））、替刃、目立用ヤスリ並びに下刈鎌の損料及び砥石の経費であり、労務費の合計額に上表の率を乗じて得た金額を上限として計上する。

## 7 (参考工程表) 保育間伐

### (1) 適用範囲

本標準工程は、スギ、ヒノキ及びカラマツの人工林において、チェーンソー、その他の  
 人力作業により実施する保育間伐（本数調整伐）に適用する。

なお、森林状況及び事業の目的に合わせて、作業内容を選定する。

### (2) 標準工程表

#### ① 選 木

(100本当たり)

名 称	単位	数量	摘 要
特殊作業員	人	0.16	
普通作業員	〃	0.16	
諸雑費率	%	4	

備考1 本表は、伐倒前に伐倒する立木が判別できるようマーキングする作業に適用する。

なお、選木作業を伐倒とは別途に行う場合に計上し、伐倒と同時に行う場合は対象外とする。

2 本表は、立木の形質・形状や隣接木との関係を現地で確認しながら伐採木を単木的に選定する定性的な間伐の工程であり、植栽列や斜面方向等に沿って直線的に伐倒する列状間伐の場合には、特殊作業員及び普通作業員をそれぞれ 0.07 人とする。

3 諸雑費は、ナンバーテープ等の消耗品の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

#### ② 伐 倒

(100本当たり)

名 称	単位	平均胸高直径					摘要
		10cm 未満	10cm 以上 16cm 未満	16cm 以上 22cm 未満	22cm 以上 28cm 未満	28cm 以上	
特殊作業員	人	0.23	0.32	0.42	0.52	0.63	
普通作業員	〃	0.23	0.32	0.42	0.52	0.63	
諸雑費率	%	6					

備考1 本表は、伐倒木を地面に引き落とす工程及び伐倒木の移動を抑える程度までの枝払いをする工程を含む。

2 諸雑費は、チェーンソーの損料及び燃料費、携帯手動ウインチの損料等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

③ 枝 払

(100 本当たり)

名 称	単位	平均胸高直径					摘要
		10cm 未満	10cm 以上 16cm 未満	16cm 以上 22cm 未満	22cm 以上 28cm 未満	28cm 以上	
特殊作業員	人	0.21	0.24	0.28	0.31	0.35	
普通作業員	〃	0.21	0.24	0.28	0.31	0.35	
諸雑費率	%	8					

備考1 本表は、伐倒木を丸太に玉切る作業及び丸太を片付ける作業の支障とならないように切り落とす程度までの工程を含む。

2 諸雑費は、チェーンソーの損料及び燃料費、携帯手動ウインチの損料等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

④ 玉 切

(100 本当たり)

名 称	単位	平均胸高直径					摘要
		10cm 未満	10cm 以上 16cm 未満	16cm 以上 22cm 未満	22cm 以上 28cm 未満	28cm 以上	
特殊作業員	人	0.18	0.20	0.23	0.26	0.29	
普通作業員	〃	0.18	0.20	0.23	0.26	0.29	
諸雑費率	%	9					

備考1 本表は、小運搬及び集積できるように、一定の長さの丸太に玉切るまでの工程を含む。

2 諸雑費は、チェーンソーの損料及び燃料費等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

⑤ 片 付

(100 本当たり)

名 称	単位	平均胸高直径					摘要
		10cm 未満	10cm 以上 16cm 未満	16cm 以上 22cm 未満	22cm 以上 28cm 未満	28cm 以上	
普通作業員	人	0.30	0.39	0.51	0.62	0.71	
諸雑費率	%	1					

備考1 本表は、丸太を水平方向に並べ、転落、流出しないように集積または固定し整理する工程及び20m程度の工程を含む。

2 諸雑費は、木回し（フェリングレバー）等の損料であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

(3) 標準工程の補正

作業の難易度	作業条件	補正係数
易	灌木や枝葉、転石、伐根がほとんどなく、作業のための移動や歩行が容易な場合	-10%
中	易あるいは難以外の場合	0%
難	灌木や枝葉、転石、伐根等の障害物により、作業のための移動や歩行に大きな支障がある場合	+10%

## 8 間 伐

### (1) 適用範囲

この工程表は、スギ、ヒノキ及びカラマツの人工林の間伐を実施する場合に適用する。

### (2) 標準工程表

#### ① 選 木

(100 本当たり)

名 称	単 位	数 量	摘 要
特殊作業員	人	0.16	
普通作業員	〃	0.16	
諸雑費率	%	4	

備考1 本表は、伐倒前に伐倒する立木が判別できるようマーキングする作業に適用する。

なお、選木作業を伐倒とは別途に行う場合に計上し、伐倒と同時に行う場合は対象外とする。

2 本表は、立木の形質・形状や隣接木との関係を現地で確認しながら伐採木を単木的に選定する定性的な間伐の工程であり、植栽列や斜面方向等に沿って直線的に伐倒する列状間伐の場合には、特殊作業員及び普通作業員をそれぞれ 0.07 人とする。

3 諸雑費は、ナンバーテープ等の消耗品の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

#### ② 伐 倒

(100 本当たり)

名 称	単 位	平均胸高直径					摘 要
		10cm 未満	10cm 以上 16cm 未満	16cm 以上 22cm 未満	22cm 以上 28cm 未満	28cm 以上	
特殊作業員	人	0.23	0.32	0.42	0.52	0.63	
普通作業員	〃	0.23	0.32	0.42	0.52	0.63	
諸雑費率	%	6					

備考1 本表は、伐木し、伐倒木を地面に引き落とす工程及び伐倒木の移動を抑える程度までの枝払いをする工程に適用する。

2 諸雑費は、チェーンソーの損料及び燃料費等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する（当該費用を別途積み上げ等により計上する場合は上表の率は使用しない）。

③ 造 材 (プロセッサ造材以外)

(10 m<sup>3</sup>当たり)

名 称	単位	平均胸高直径					摘要
		10cm 未満	10cm 以上 16cm 未満	16cm 以上 22cm 未満	22cm 以上 28cm 未満	28cm 以上	
特殊作業員	人	0.83	0.78	0.63	0.52	0.49	
普通作業員	〃	0.83	0.78	0.63	0.52	0.49	
諸雑費率	%	4					

備考1 本表は、伐倒木を市場等に出荷するため枝払いし、丸太等に採材、玉切る工程に適用する。

2 本表は、スギの工程であり、ヒノキの場合には+0.03 人、カラマツの場合には-0.03 人、特殊作業員及び普通作業員の数値をそれぞれ補正する。

3 諸雑費は、チェーンソーの損料及び燃料費等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する（当該費用を別途積み上げ等により計上する場合は上表の率は使用しない）。

4 チェンソー以外の機械により造材を行う場合の機械損料及び燃料費等は、上表の率を使用せず別途積み上げ等により計上する。

④ 機械造材 (プロセッサ)

(10 m<sup>3</sup>当たり)

名 称	規格	単位	数量	適 要
プロセッサ運転	ベースマシン 0.45 m <sup>3</sup>	h	1.9	標準
	ベースマシン 0.28 m <sup>3</sup>	h	2.7	

備考1 本表は、プロセッサまたはハーベスタを用いておこなう造材（枝払い・玉切り）の作業に適用する。

2 ベースマシン 0.28 m<sup>3</sup>は、当該作業地または当該作業地に至るまでの道路幅員、林地傾斜等によりベースマシン 0.45 m<sup>3</sup>が適用しがたい場合に適用する。

3 プロセッサ運転の経費は、運転手（特殊）の人件費、機械損料、燃料費等を積上げにより計上する。

⑤ 集材（車両系）

(10 m<sup>3</sup>当たり)

平均 胸高直径	名 称	単 位	集 材 距 離					
			200m 未満	200m 以上 400m 未満	400m 以上 600m 未満	600m 以上 800m 未満	800m 以上 1,000m 未満	1,000m 以上
10cm 未満	運転手（特殊）	人	0.52	0.55	0.58	0.61	0.65	0.67
	普通作業員	人	1.04	1.11	1.17	1.23	1.29	1.34
10cm 以上 16cm 未満	運転手（特殊）	人	0.48	0.51	0.54	0.57	0.60	0.62
	普通作業員	人	0.97	1.03	1.09	1.14	1.20	1.25
16cm 以上 22cm 未満	運転手（特殊）	人	0.43	0.45	0.48	0.50	0.53	0.55
	普通作業員	人	0.85	0.91	0.95	1.01	1.06	1.09
22cm 以上 28cm 未満	運転手（特殊）	人	0.37	0.39	0.42	0.44	0.46	0.48
	普通作業員	人	0.75	0.79	0.83	0.88	0.93	0.96
28cm 以上	運転手（特殊）	人	0.32	0.34	0.36	0.38	0.40	0.42
	普通作業員	人	0.65	0.69	0.73	0.77	0.81	0.83

備考1 本表は、⑥ 集材（架線系）の備考1に示す以外の車両系機械による集材の工程及び集造材地点までの木寄等の工程に適用する。

2 本表は、立木の形質・形状や隣接木との関係を現地で確認しながら伐採木を単木的に選定する定性的な間伐の工程であり、植栽列や斜面方向等に沿って直線的に伐倒する列状間伐の場合には運転手（特殊）及び普通作業員の数値をそれぞれ-20%補正する。

3 集材に用いる機械の損料及び燃料費等は、使用する機械や作業実態等を考慮し別途計上する。

4 集材距離は、作業地の中心地点からトラックへの積み込み地点又は山元土場までの距離とする。

⑥ 集材（架線系）

（10 m<sup>3</sup>当たり）

平均 胸高直径	名称	単位	集材距離					
			200m 未満	200m 以上 400m 未満	400m 以上 600m 未満	600m 以上 800m 未満	800m 以上 1,000m 未満	1,000m 以上
10cm 未満	運転手（特殊）	人	0.67	0.72	0.78	0.83	0.88	0.95
	普通作業員	人	2.01	2.18	2.33	2.50	2.66	2.85
10cm 以上 16cm 未満	運転手（特殊）	人	0.58	0.63	0.68	0.74	0.79	0.86
	普通作業員	人	1.73	1.90	2.06	2.22	2.38	2.58
16cm 以上 22cm 未満	運転手（特殊）	人	0.46	0.51	0.56	0.62	0.67	0.74
	普通作業員	人	1.37	1.54	1.70	1.86	2.02	2.22
22cm 以上 28cm 未満	運転手（特殊）	人	0.36	0.41	0.47	0.52	0.57	0.64
	普通作業員	人	1.08	1.25	1.40	1.57	1.73	1.93
28cm 以上	運転手（特殊）	人	0.30	0.35	0.40	0.46	0.51	0.58
	普通作業員	人	0.89	1.05	1.21	1.37	1.53	1.73

備考1 本表は、主索を用いて行う架線集材（主索を用いずに複数の作業索を用いて行う簡易架線集材を含む）の工程及び集材地点までの人力木寄等の工程に適用する。

2 本表は、立木の形質・形状や隣接木との関係を現地で確認しながら伐採木を単木的に選定する定性的な間伐の工程であり、植栽列や斜面方向等に沿って直線的に伐倒する列状間伐の場合には運転手（特殊）及び普通作業員の数値をそれぞれ-20%補正する。

3 集材に用いる機械の損料及び燃料費等は、使用する機械や作業実態等を考慮し別途計上する。

4 集材距離は、作業地の中心地点からトラックへの積み込み地点又は山元土場までの距離とする。

## 9 衛生伐（くん蒸）

### (1) 適用範囲

本工程は、松くい虫防除のために、被害木を伐採し、丸太・枝条を集積して、くん蒸による薬剤処理を行う作業に適用する。

### (2) 標準工程表

くん蒸

(材積 1 m<sup>3</sup>当たり)

名 称	単 位	数 量		摘 要
		海岸	山地	
特殊作業員	人	0.39	0.43	
普通作業員	〃	0.39	0.43	
諸雑費率	%	5	5	
材料費	式	1	1	

備考1 本表は、対象木を伐採し、細断した丸太・枝条等を集積して、シートで包んで薬剤によりくん蒸を行う作業に適用する。

2 本表の材積は、くん蒸を行う丸太・枝条等の総材積とする。

3 本表には、シートの除去は含まれていないので、必要な場合は、軽作業員 0.08 人を加算する。

4 諸経費は、チェーンソーの損料及び燃料代等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

5 材料費は、薬剤、シート等の費用である。

6 作業地の条件から本工程が適用でない場合は、別途検討することができる。

## 10 獣害対策

### (1) 適用範囲

本標準工程は、林地に対する獣害を防止するために、獣害防護柵、食害保護資材、剥皮保護資材の設置、忌避剤の散布等を行う作業に適用する。

### (2) 標準工程表

#### ① 獣害防護柵設置

(100m当たり)

名 称	単 位	数 量		摘 要
		後付型	一体型	
普通作業員	人	3.58	2.97	

備考1 本表は、次表の仕様の防護柵(金属柵を除く)に適用する。

区 分	仕 様
地上高	1.8m以上
網目の大きさ	10 cm以下
潜り込み防止	スカートネットあり

2 潜り込み防止のスカートネットは、次のタイプに区分する。

後付型：スカートネットをネットに垂らして後付けするタイプ

一体型：スカートネットをネットと一体となった形で設置するタイプ

3 作業地の条件等から本標準工程を適用できない場合には、工程調査の実績を参照することにより別途考慮することができる。

#### ② 食害保護資材設置

(100本当たり)

名 称	単 位	数 量	摘 要
普通作業員	人	1.17	

備考1 本表は、食害保護資材(ネット・チューブ)を設置する工程に適用する。

2 作業地の条件等から本標準工程を適用できない場合には、工程調査の実績を参照することにより別途考慮することができる。

#### ③ 剥皮保護資材設置

(100本当たり)

名 称	単 位	数 量	摘 要
普通作業員	人	1.03	

備考1 本表は、剥皮保護資材(ネット)を設置する工程に適用する。

2 ベルト取付、枝条巻付、テープ巻については、別途計上する。

3 作業地の条件等から本標準工程を適用できない場合には、工程調査の実績を参照することにより別途考慮することができる。

④ 忌避剤散布

(1,000本当たり)

名 称	単 位	数 量	摘 要
普通作業員	人	0.82	

備考1 本表は、忌避剤を散布する工程に適用する。

2 作業地の条件等から本標準工程を適用できない場合には、工程調査の実績を参照することにより別途考慮することができる。

## 11 (参考工程表) 荒廃竹林整備

### (1) 適用範囲

本工程は、周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備において、竹林整備のために竹を伐採する作業及び林地に侵入した竹を除伐する作業(侵入竹除伐という)に適用する。

### (2) 標準工程表

#### ① 竹林整備(全伐)

(100本当たり)

名称	単位	数量	摘要
特殊作業員	人	0.46	
普通作業員	人	0.46	
諸雑費	%	6	

- 備考1 本表は、荒廃竹林において、竹をすべて伐倒して片付ける作業に適用する。  
2 諸経費は、チェーンソーの損料及び燃料代等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。  
3 作業地の条件から本工程が適用でない場合は、別途考慮することができる。

#### ② 侵入竹除伐

(100本当たり)

名称	単位	数量	摘要
特殊作業員	人	0.46	
普通作業員	人	0.46	
諸雑費	%	6	

- 備考1 本表は、荒廃竹林の周辺の林地において、侵入した竹を伐倒して片付ける作業に適用する。  
2 諸経費は、チェーンソーの損料及び燃料代等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。  
3 作業地の条件から本工程が適用でない場合は、別途考慮することができる。